

第十回国会 文部委員會議録 第七号

昭和二十六年三月七日(水曜日)

午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君  
理事 岡延右衛門君 理事若林 義孝君  
理事小林 進一君 理事松本 七郎君  
柏原 義則君 甲木 保君  
坂田 道太君 高木 章君  
東井三代次君 圓谷 光衛君  
平島 良一君 井出一太郎君  
笹森 順造君 渡部 義通君

出席政府委員

文部事務次官 水谷 昇君  
文部事務官(大臣官房) 相良 惟一君  
文部事務官(大臣官房) 榎原 義雄君  
官房事務課長  
委員外の出席者  
専門員 横田重左衛門君  
専門員 石井 易君

三月六日

公民館専任職員費国庫負担に関する請願(上林與市郎君紹介)(第九二二号)

六・三制校舎建築費国庫補助増額の請願(上林與市郎君紹介)(第九三三六号)

在日朝鮮学生に育英資金貸与等に関する請願(渡部義通君紹介)(第九三六号)

職業教育法制定に関する請願(高橋等君紹介)(第九五一号)

博物館法制定に関する請願(若林義孝君外二名紹介)(第九八〇号)  
奈良文化財研究所設置に関する請願(長野長廣君紹介)(第九八一号)

教職員の結果対策強化に関する請願(多田勇君紹介)(第一〇〇八号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件  
宗教法人法案(内閣提出第五一号)

○岡延委員長代理 これより會議を開きます。  
宗教法人法案(内閣提出第五一号)を議題といたします。これより質疑に入ります。

○若林委員 大臣がお見えになつておりませんから、少し各論めいたことに、あるいはなるおそれがあるかわからないのでありますが、政務次官並びに課長からお伺いしたいと思つております。

この宗教法人法案は、画期的な法案であり、宗教というものの存在が、これによつて明確になり、またその使命がきわめて重要視される出発点になるのではないかと考へておるのであります。それが、それについて終戦後政教分離ということが行われたのであります。政教分離について、その意味が、政治と宗教とを切り離すことを意味するのにか、あるいは政治と宗教団体とを切り離すことを意味するののか、この点をひとつお伺いしたいと思います。私の考へから申しますと、政治と宗教とは即密接不離のものである。アメリカのごときは、信教の自由を得んがために独立したのであり、すべて政治の中に宗教がにじみ出るのであります。わが国の現状は、すでに明治三十二年の

文部省の方針として、一般に学校においては宗教教育を施してはならない、あるいは宗教上の儀式を行つてはならない、こゝろのようなことで、全然切り離してやつて、それを昭和十年に、それではいけないというわけで、宗教情操教育というものを取入れることを認める通牒が出されておりましたが、この間はほとんど宗教と政治とが切り離されておるわけで、政治の中に宗教のにじみ出ているという感じがしないのであります。その点きわめて私は遺憾であると考えておるのであります。また終戦後は、学校教育などにおきましても、明治三十二年に出されたと同じように、政教分離という建前から、あるいは国家神道の廃止というふうなことからの影響を受けましたか、学校においては全然この宗教教育はしてはならぬということになり、それを是正されたのが、二十四年十月二十五日の次官通牒となつて、おるのであります。しかし明治三十二年から昭和十年までの間の学校においては、宗教教育を施しては相ならぬといふ、そのとき立つておるのでありますから、その小さい時から受けたところの気分といふものが抜け切れないで、いまだにその明治三十二年の情性が日本の制度を支配しておる、こゝろのように解釈していいと考へるのであります。先ほど申し上げましたように、アメリカのごときは、マッカーサーが一たび口を開けば、やはり自分のクリスチャンであるといふことをはつきりと明示いたした

ております。何をされるにも政治の部面に宗教というものがにじみ出ております。また過般私がこの委員会において問題といたしました、警察予備隊の教育のときに申しました軍隊におけるチャプレン制のごときも、政治の上に宗教がにじみ出ているということが言えると思へるのであります。そういうような意味で、日本の国は一体政治と宗教とを分離してしまつたのか、あるいは宗教団体と政治との分離を意味するののか、この点をひとつ明確にお示し願ひたいと思へます。

○榎原政府委員 お答えいたします。ただいま政教分離の意味について、御質問がありました。宗教と政治とを分離するといふのか、あるいは宗教団体と政治との分離を意味するののか、こゝろ御質問と了解いたしますが、われわれは、宗教そのものと政治との分離というふうには考へておりません。宗教団体、特に特定の宗教団体とか、特定の宗教と政治といつたような関係を分離する、こゝろいう理解の仕方を、われわれはとつておる次第であります。

○岡延委員長代理 この際申し上げます。榎原委員、圓谷委員その他の方から、文部大臣に対する質疑の御要望がございまして、ちよつとからだのぐあいが悪いのでありますから、総括的な文部大臣に対する質疑は、あとまわしにさせていただきます。順序は転倒いたしますけれども、各論めいた質問をしていただきます。かように存する次第であります。

○若林委員 事きわめて重大であります。すために、政教分離の問題を明確にお答えになつたのでありますけれども、相当これは慎重を期した御発言であつたと考へるのであります。

次に、淫祠邪教といふことが特にやかましく言われ、この法案がたかま淫祠邪教を制圧するために制定されるがごとく、各種の新聞記事の取扱ひ方を見まして、思ふのであります。しかもこの淫祠邪教といふ言葉と新興宗教といふ言葉とが、ともすれば混同されるおそれがありまして、正しいるわしい新興宗教もこの言葉のために、きわめて誤解されておるよう考へるのであります。新しい、正しい、うるわしい新興宗教を育成すべく企図されておることが、この法案の中にうかがわれるのであります。こゝでこの淫祠邪教といふものについての御構構を伺つておきたいと思ひます。

○榎原政府委員 お答え申し上げます。ただいまのお言葉にもありますように、淫祠邪教と新興宗教と非常に混同されやすい事実が、いろ／＼新聞その他の関係から予想されるのであります。こゝろ、新興宗教が即淫祠邪教である、こゝろいうことは非常に言葉の上で行き過ぎな点があるかと思ひます。何分にも淫祠邪教であるといふことの判定は、非常に困難なものであるし、なおこれが宗教との関係、あるいは信教自由との関係に結びつけて考えられる場合におきましては、特にこれが淫祠であり、これが邪教であるといふことは、非常に困難な問題であります。なお、この宗教法人法の上におきま

したために、政教分離の問題を明確にお答えになつたのでありますけれども、相当これは慎重を期した御発言であつたと考へるのであります。

次に、淫祠邪教といふことが特にやかましく言われ、この法案がたかま淫祠邪教を制圧するために制定されるがごとく、各種の新聞記事の取扱ひ方を見まして、思ふのであります。しかもこの淫祠邪教といふ言葉と新興宗教といふ言葉とが、ともすれば混同されるおそれがありまして、正しいるわしい新興宗教もこの言葉のために、きわめて誤解されておるよう考へるのであります。新しい、正しい、うるわしい新興宗教を育成すべく企図されておることが、この法案の中にうかがわれるのであります。こゝでこの淫祠邪教といふものについての御構構を伺つておきたいと思ひます。

○榎原政府委員 お答え申し上げます。ただいまのお言葉にもありますように、淫祠邪教と新興宗教と非常に混同されやすい事実が、いろ／＼新聞その他の関係から予想されるのであります。こゝろ、新興宗教が即淫祠邪教である、こゝろいうことは非常に言葉の上で行き過ぎな点があるかと思ひます。何分にも淫祠邪教であるといふことの判定は、非常に困難なものであるし、なおこれが宗教との関係、あるいは信教自由との関係に結びつけて考えられる場合におきましては、特にこれが淫祠であり、これが邪教であるといふことは、非常に困難な問題であります。なお、この宗教法人法の上におきま

ては、特別に淫祠邪教を対象にするとか、あるいはこれを取締るとかいつたような、特別の意図のもとにこれはできておりませんので、普通宗教団体一般の問題といたしまして、巷間いわゆる淫祠邪教あるいは新興宗教の団体につきましても、平等に、公平に、宗教団体を確保して行きたい、こういう趣旨でできておる法律であります。従つてわれわれも、淫祠邪教はただちに新興宗教団体である、こういうふうな解釈はとつておらないのであります。なお、お説のごとく、新興宗教の中にも、非常に信仰的に、あるいは宗教的にも、りつばな新興宗教といわれる教団もあることを、われわれは了承しておる次第でございます。

○若林委員 ただいまの御答弁で、一応了承するのでありますが、宗教というものは、生きた宗教として、その時代々に即応することく、たとい古い教義であつても生かして行くところに、宗教の発達があると考へるのであります。新興宗教といえども、その根本理念と申しますか、そういうものはことごとく、私たちが承知いたしておるところによりますと、既成宗団に根をもちておるところのものであらうと思つておられます。空中に雲が浮いたがごとく宗教というものは、新興宗教の中にもあり得ないやうに思つておられます。新興宗教は偶発的のものでなく、ほんとうに前からの既成宗教といふものに根をもちたものである。そういう意味において、わが国においては時代が急激に変動を起したときでありますので、従つてそういう新しい宗教が興隆するの、また当然だと考

えておるのであります。そこでわれわれが宗教法人法案を審議する資料といたしまして、文部省がお手元に御調査になり、御集計になつておりますところの新興宗教の状況のあらましを、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○藤原政府委員 お答え申し上げます。お説のように、新興宗教も、日本の長い伝統なり、あるいは歴史的背景の上に生れて来たものでございまして、特定の宗教団体——現在では仏教、あるいは神道教派、あるいはキリスト教、こういう大きな教団がございしますが、すべて新興宗教団も、そういう基盤の上に、またその伝統から派生しておるのが多いのでございまして、お説の通りと了解いたしますが、御質問に就いて、新興教団と思はれるものの態様について、御説明申し上げます。

いわゆる新興教団の中にも、教勢が發展して、社会的に有力なものも、かなりあります。なおこの新興宗教団体の発生を考へてみますと、かつて宗教団法、あるいはそれ以前におきまして単なる宗教的な結社であつたものが、終戦後宗教法令下に、いわば圧迫を受けていた各宗教結社が、その圧迫がなくなつて布教できるやうになり、それが今日發展しておるものもございします。今これら種々の動機から生れました宗教団体の大要を申し上げます。現在教派や教団としては六百二十、三十ございします。終戦前におきまして教派や教団の数は四十三ございしましたのですが、それが現在におきましては約十五倍の程度にまで、増加しておる。しかしてそのうち——これは事務的処理をいたしまして、われわれが調査し

たところによりますと、大體仏教系が約二百二十、三十、神道系が約四十、キリスト教系が約四十、その他として考へられるもの、すなわち神道でもない、仏教でもない、キリスト教でもないと思はれる種の教団が約二百二十、三十ございします。こういつた教の上から申しますと、非常に歴大な宗教団体が、現在届出済みになつております。このいわゆる終戦後新しくできた宗教団体の発生原因と申しますか、態様と申しますか、そういうものは、既成の宗教団体、神仏基それらに基盤を置いて、それから独立し、あるいは分離し、あるいは別派を設けたといつても可い、その大半でございします。そして新しくできたといはれる宗教団体というものは、実はその数は多々あるものでございします。多くの場合において、宗教団体は既存の宗教団体から独立し、あるいは教義的に、あるいは財政的に、あるいは社会的な思想関係といつたやうな関係から分派、独立したというものが実情でございします。その中につきまして、その分離する場合におきまします教義的、あるいは経済的、あるいは社会的な諸般の原因のいかんによりまして、部内的にも種々問題が起つて、たまたま紛争事件であるとか、あるいは部内における抗争といつたものが見受けられるのであります。なお、この新興宗教団の中におきましても、大半はその宗教的な意味合いから申しまして、非常にりつばな教団もありません。届出した教の中から見ますと、ほとんど大半はりつばなものと、われわれは信じておるのであります。中

は、現行の宗教法令が、非常に法令的に自由な関係から、あるいはこの自由を濫用するとか、あるいは行き過ぎに解釈いたしまして、いかがわしい問題も新聞紙上においてあるがごとく見受けられる教団も、なきにしもあらずでございします。これらを通観いたしますところによりますと、新興宗教団の主たる形態といたしましては、神様なりあるいは仏様、こういつた信仰対象を自分の身をもつて体現する、あるいは宗教あるいは神を生かすといつたやうな形において出て来るのが、数に就いて非常に多いのでございします。これは、もちろん社会的な背景、あるいは社会、政治、経済、その他日本の現在置かれておる地位から申しまして、諸般の活動もそれに制約を受け、またそれから逸脱せんとするところの意欲の発動として出て来たものと、考へられるのであります。こういつた形態なり、あるいは新興教団の行き方といふものにつきましては、われわれも非常に注意深く見守つておる次第でございします。

なご詳細につきましては、折を見てその実情について申し上げたいと思ひますが、大體概略的なもの、あるいは概観といたしましては、そういう傾向にあることを御了承願ひたいと存じます。

○笹森委員 先ほど委員長から御注意のありましたように、大臣が御都合で、きょうはお見えになりませんが、根本的なこの法案自体の取扱い方であるとか、あるいはもつと根本に觸れた問題は、大臣の御出席のときに譲ることといたしまして、現われましたこの法案の内容に関して、またただい

ま若林委員に対して答へられた点について、二、三お尋ねしたいと思ひます。

最初に、若林委員から、政教分離ということ、信教の自由ということに關しての質問に対して答へられました点、すこぶる重大であり、しかもまたそのお答えは、私どもとしては、まだ十分に納得することができない、あいまいな感じを受けましたので、このことにつきまして、明確にお尋ねをしたいと思ひます。

先ほどのお答えによりますと、政教の分離ということ、宗教と政治と分離することではない、これは宗教団体と分離することだ、はつきりそうおつしやつたやうでございしますが、その通りでありますか、お尋ねします。

○藤原政府委員 われわれは、政教分離の内容は、政治と宗教団体との分離、こういうふうな考へておられます。○笹森委員 元來信教の自由ということが建前であり、しかもまた宗教には、申し上げますまでもなく、多くの異なつたものが存在して居る。従いまして、政治自体が国策として、国政として、自由を確保するといふことが、最も必要なことではなればならない。しかるにもかかわらず、政治と宗教とは分離しておられないやうなことを仰せになりますならば、いかなる点においてそれが分離しておらないのか、それを明確に示していただきたい。従来においては、それを非常に気にして、日本の政治が過去においてうんと力を入れて来て、そういうふうに進んで来たことを考へておるのでありますが、今の発言は、それとよほど違ふやうでありま

すから、そこをはつきりお尋ねしたい。政治と宗教と分離しておらぬといふならば、何が分離しておらぬか、はつきりしていただきたいと思ひます。

○権原政府委員 宗教それ自体の問題の内容が、非常にむずかしい問題です。宗教それ自体と政治というものは、分離すべきだといふのでなくして、特定の宗教が現象的に、あるいは社会的になりまゝの場合においては、御承知のように団体的行動、あるいは結社的行動、外部に表明される場合において、は、そういう形になつて来ると存じておきます。従つてわれ／＼の理解する限りにおきましては、現実の問題といはしましては、団体的行動あるいは社会的存在としての宗教の形態と申しまゝか、それがひいては宗教団体という形をとるものではないか、こういうふうものが分離するといふふうには理解するが正しいと、われ／＼は理解しておる次第でございます。

○笹森委員 たいまのお話で、大体お答への御趣旨は、こう私たちは了解いたしました。社会的現象として、すでに宗教がそこに形になつて現われた場合には、あるいはキリスト教となり、仏教となり、神道となり、それらの団体というものと国政というものは分離さるべきだ。しかしながら、宗教そのものとは分離されておらぬわけでありませぬ。形而上学的に、また宗教自体と国政が分離しておらぬのだ。先ほど若林委員の質問は、誘導質問みたいなものであつて、そういうようなことから、そういう答へが出たのじやないか。しかし非常な危険性を持つた答へ

ではなからうか。一体国の政治が、そういう発言で今後この宗教法人を取扱つて行くといふことであるならば、非常な危険を生みはせぬかと、私どもは感ずるのであります。従ひまして、社会現象として現われざる宗教そのものと政治とが一緒だとおつしやるならば、形而上学的に考えた宗教と政治との関連が、いかなる関連において分離されないか、もう一辺明らかにしていただきたいと思ひます。

○権原政府委員 観念されたもの、あるいは宗教それ自体の問題、これは少くとも現象の形において出て来ない限りは、社会的あるいは政治的の交渉といふものは考えられないのではないかと、いふふうには理解する限りにおいて、先ほど御説明申し上げた次第でありませぬ。しかし宗教と政治が分離する、あるいは分離しないといふことは、それ自体としては問題が別でございます。宗教は、あるいは政治の上、あるいは政治を越えて考えられるかも知れません。しかしそれは宗教がローバーの問題として、われ／＼は理解しておるわけでありませぬが、現実の社会的規範として、あるいは特に宗教法人法の対象となるところの宗教団体との関係におきましては、あくまでも特定の宗教団体あるいは現象の形における宗教団体との関係を規律するものだ、こういうふうには政教分離の原則の適用を考えたいと思ひます。

○笹森委員 この問題は、論議にわたりますから、あまり追及はしたくないと思ひますが、ただ最後に言われました宗教団体との分離という意味をはつきりされた点は、了承したいと思ひます。ただそれでは、社会現象として現

われざる宗教、形而上学的な宗教と政治とは分離されておらぬ、現われておらない現象と政治とは分離ができない、分離してないのだ、こういうお話を、どうも私は納得が行かないのであります。しかしこれは今あなたと議論する点でないから、このくらいでやめておきます。

その次にお尋ねしたい点は何であるかといふと、この前に宗教法人法に関する宗教課長の御説明を伺つた点で、新しい疑問となりましては、これはむしろん信教の自由という立場を守るのである、従つて宗教の内容に触れてはこの法案は避けてゐるのだ。——実はこの問題に關しましては、大臣に根本のお話をしたいと思つていたので、すでに現われたこととお話したいと思つたのです。先ほど若林委員からお話があつて、表現が適當であるからうかがひませぬが、それに淫祠邪教という言葉が使はれておつたやうであります。しかしこの前に課長の説明がありましたことの中においては、宗教団体の大小は問わない、あるいはまた新旧は問わない、さらにまた正邪は問わないといふ、あるいは表現された記憶を感じたのでありませぬ、新旧を問わない、大小を問わない、——これはすべて何んでも発生して参ります。差生学的に見るのだから当然だと思ひます。ところが、正邪を問わないといふ表現が、一体適當なりや、言葉をかえて言

うならば、邪教でもいいのか。こういうような表現を使つて宗教法を説明されることについて、私は非常に疑問を感じたのです。ですから、この表現の

意味は、邪教でもいいのだという意味なのか、もう一べんそこをはつきりしてもらわなければ、この説明を私はこのまま説明として受取ることとはできないので、正邪を問わないといふこと、邪を問わないといふことは、どういふ意味なのか、邪でもいいといふ意味なのか、そこをはつきりしていただきたいと思ひます。

○権原政府委員 お答え申し上げませぬ。邪でもいいといふ意味ではないのでございまして、問題は、そういう価値判断をしないといふところに力点を置きたいと考えております。それで宗教それ自体、あるいは信仰という面につきましては、固なりあるいはその機關が是非を判断するといふことは、行き過ぎではないか、こういう角度から表現されたのでございまして、邪教はそれでいいとか、邪教を容認するといふ意味の表現ではないといふことを、御了承願ひたいと思ひます。

○笹森委員 たいまのお話で了承いたしました。ただ邪という文字を使つたといふことは、表現が悪かつたと思ひます。宗教哲学から申しますならば、どの宗教が正しい、正しくないといふことは、お互いに偏点が違ふから、言うべからざることでありませぬ、言うべからざる、この場合に邪という文字をここに使つて説明することは、不適当だと私は考えます。しかしこれは課長の今のお話で、そういう意味だろふと思ひますから、一応了承はいたしま

す。さてこの法案の提出について、私どもが非常に心配しておりますのは、日本民族の宗教本能、宗教良心は、ある人は非常な発達をし、進歩しておりますけれども、ある人においては非常に低いのです。この場合に、こういうような形でこの法案が出るということにおいては、私は非常に心配を持つ点がある。よしそれは新旧を問はず、大小を問わない。新興宗教の中に期待を持つものがあるし、あるいはまた既成宗教の中に改めなければならぬものがあるがゆえに、新興宗教が興つて来たということも、私どもはよく承りました。しかしながら、現われて参りましたものが、すべてこの宗教団体法によつて法的な保護を受けるといふことにならば、この法律の持つて行き方は、非常な危険を包蔵するのではないかと、いふことを感ずる。私はあながち淫祠邪教とは申し上げませぬ。しかしながら申し上げるまでもなく、宗教にはやはり原始野蛮な宗教もあれば、未開半開の宗教もある。いわゆるアニミズムもあれば、トーマティズムもあれば、ナチユリズムもあれば、ユニヴァーサルリズムもある。比較宗教学の上から見ました場合に、原始野蛮な宗教はわれ／＼の現代科学の研究し及ばざる

ところにおいていろいろ／＼なものを持つところには宗教性があることは、決して否定はいたしませんけれども、現代科学においてすでに否定されているものをあたかも本尊のごとく扱い、それを除去し得ないような低級な宗教が横行するのは、日本国内において多くのものを実は私も見てゐる。ここにいて、あるいは非倫理的な、あるいはまた不道徳的なことを、その教理の中に

くわがります。しかし私どもが非常に心配しておりますのは、日本民族の宗教本能、宗教良心は、ある人は非常な発達をし、進歩しておりますけれども、ある人においては非常に低いのです。この場合に、こういうような形でこの法案が出るということにおいては、私は非常に心配を持つ点がある。よしそれは新旧を問はず、大小を問わない。新興宗教の中に期待を持つものがあるし、あるいはまた既成宗教の中に改めなければならぬものがあるがゆえに、新興宗教が興つて来たということも、私どもはよく承りました。しかしながら、現われて参りましたものが、すべてこの宗教団体法によつて法的な保護を受けるといふことにならば、この法律の持つて行き方は、非常な危険を包蔵するのではないかと、いふことを感ずる。私はあながち淫祠邪教とは申し上げませぬ。しかしながら申し上げるまでもなく、宗教にはやはり原始野蛮な宗教もあれば、未開半開の宗教もある。いわゆるアニミズムもあれば、トーマティズムもあれば、ナチユリズムもあれば、ユニヴァーサルリズムもある。比較宗教学の上から見ました場合に、原始野蛮な宗教はわれ／＼の現代科学の研究し及ばざる

織り込んでおるといふものを、私どもは過去においてしばしば見ておる。にもかかわらず、先ほどの話のごとく、正邪を問わずして、宗教団体の形をとるならば、それらのものが法的な保護を受けるという法の建前ならば、私どもは大なる疑問を持たなければならぬ。従つて私がここでお尋ねしたいことは、宗教団体ならざるものを宗教団体と認めないがために、一つの方法がとられている。しかしその方法については、地方長官においても、あるいは地方審議会においても、何が一体宗教団体であるか、何が一体宗教団体ではないかという区別をする基準が、この法律の中には一つもない。しかしこれが団体であるか、団体でないかはわかりません。しかもその団体の上に宗教という文字がついておられます。しからば宗教とは何ぞやという規定ではなしに、かりに価値判断というものはなしにして、宗教というものの存在を明らかにするものと、宗教ならざるものの存在を明らかにするものとの差別が、この法案の中のどこにも見えな

い。従つてこの宗教団体というものを、これが宗教団体なりと地方長官がきめる場合、地方審議会がきめる場合に、何をもちてこれをきめるか。内容の価値判断はしないでもけつこうであるが、宗教なり、宗教ならざるものとの判断は、この法文上のどこできめるつもりであるのか。それを逃けたのでは、この法律はまったく足のない幽霊みだりになる。従つて宗教団体というものはつきりするための基準を、ここに示してもらいたいとともに、今申し上げましたわれ／＼が心配している点、この法律がむしろ非常に悪い結果を及ぼすことになりはしないかという疑念についての御確信を、承りたいと思ひます。

○権原政府委員 お答え申し上げます。ただいまの宗教団体なりやいなやというごとの目安と申しますか、基準と申しますか、このことについては、この法案におきましては、第二条に宗教団体の定義というところで規定しております。すなわち宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するといふ目的を主目的とする団体を、一応宗教団体というふうにしております。従つて先ほどのお話の各所轄庁において宗教団体であるかどうかの判断をする場合には、この第二条の規定の適用の上において考へられて来るのではないかと、われ／＼はそういうふうにお考へておる次第であります。お説のように宗教団体につきましては、これは魂の問題でもあり、あるいは生死の問題でもあり、非常に重要な問題であることは、われ／＼も非常に強く感じておる次第でございます。この法案の上におきましても細心の注意を払つた次第でございます。

信教の自由なり、あるいは政教分離の確保、あるいは宗教団体のあり方につきましても、常に細心の注意を払つたことは、各本条につきまして御説明申し上げる際に、十分納得していただけたことかと存じますが、われ／＼の態度といたしましては、かかる態度でもつて立法いたしました次第でございます。ただいまの宗教団体なりやいなやというごとの大体的基準と申しますか、目安というものは、第二条によつてこれを用意してある、こういうふうにご理解しております。

○笹森委員 実はその第二条が問題なんでしょう。そこでのがれようとしてものがれられないから、この根本の問題を話し合つておる。一番先の第一条に、あなた方の御留意なさいましたものの中に、「この法律は、宗教団体が」と頭から言つておる。しかもまた今お話の通り「教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行う」としてあります。その教義が宗教上の教義であるかないかというごとの規定は、どこで見出すかということですが、その点をお尋ねしておきます。お答え願ひます。

○権原政府委員 教義が宗教上の教義なりやいなや、こういう御質問の内容と存じますが、このことは非常に重大な、しかもむずかしい問題であること、われ／＼も深く感じております。しかし一般に宗教団体とみずから標榜し、なおかつ一定の宗教団体の教義なり、あるいは目的を表示して、過去の宗教団体は届出してあります。あるいは現在の各宗教活動の現実の姿というものを、われ／＼は客観的に、あるいは現象的にながめております。従つて所轄庁の認証事務の場合におきましては、かかる実例あるいは届出内容の一般的な社会的通念において考へられるものから了解して行くよりほか、しかたがないと考へておる次第であります。なおこの点につきましてはその問題の重要性から見て、所轄庁においてあるいは行き過ぎ等のごとがあるのを非常におそれまして、宗教家あるいは宗教に学識経験のある者の委員会を設けまして、これについて諮問するということもいたす次第でありまして、広くできる限りの委員を集めまして、

そこで考慮するという配慮もいたしておる次第であります。

○笹森委員 これは多少、本質論にも触れますし、いざれ大臣がお見えになつてからお尋ねしたいと思ひます。今の答えを追究しても始まらぬと思ひますので、いざれこの問題は保留しておきます。再質問して、私ばかりでなく、皆さん方が納得の行くまで、この法律案について質問させていただきます。次に、簡条について二、三お尋ねさせていただきます。第三条の中にあります境内地の定義であります。境内地とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいふ」といふことを書いてあります。その中に教職舎であるとか、宗務庁であるとか、教務院とかいうものがみなあつて、そういうものの「工作物が存する一画の土地」とある。そういたしましたならば、宗教団体として認められましたものが固有しておりますものの中で、もつぱら教職者を使用したとして保護の対象になるのか、もつと詳しく具体的に申しますれば、ここに神主さんがおつて、一定の境内地に自分の職舎があるのではなくて、そこから道を隔て、あるいはまた同じ村、町のはずれのごとにある宗教法人の所有地に住んでおる場合、その飛地も、やはり境内地として認めるかという点であります。

○笹森委員 たいだいまお話の、個人的な住宅に相応する建物は、たゞそれにて特定の宗教団体の役員が住んでおられます。宗教団体との関連に

おきましては、それはあるいは飛地境内というように、現実問題として取扱われておるかしれません。われ／＼の方の理解の仕方においては、かかるものは境内建物とは理解しないのであります。ただ個人的な住居があるから、しかも宗教法人として所有関係があるといふことだけから、ただちにこれが境内地であるといふようには理解しない。所有関係のいかんにかかわらず、あくまでも宗教の教義をひろめ、あるいは信者の教化育成にかかるといふものである。あるいは儀式行事を行うに必要なものにつきまして境内建物、従つてその敷地を境内地、こういうふうになわれは了解しております。

場合は免税にならぬという事は、従来まで非常に困難を感じておる実例である。こういうところに思いをいたさなければ、この適用が非常に不適当になりはしないかという事も考へての語でありまして、こういう取扱い自体に対して、もう一べん私は聞いておきますが、大きなキリスト教会は、たくさんメンバールを持っていても、狭い土地に在る。そして会堂の建つておるところだけが構内地として保護の対象になつて、牧師館が道を一つ隔てて向いにあつても、あるいはまた同じ町に建つておつても、それはこの法の対象にならぬか。もしこの法の建前がそうであるならば、これは修正しなければならぬと思ひますが、その解釈をほつきりさせていただきたいと思ひます。

○藤原政府委員 ただいまの御質問ですが、たとへば境内地、あるいはキリスト教会の場合は構内地と称してありますが、境内地の非常に隣接してある場合におきましては、具体的に申しますと、道を隔てた向う側にあるという場合でも、それが牧師館として、宗教活動なりあるいは教化活動の上で、非常に大きな意味を持つて居る場合が多いのであります。従つてそういう場合におきましては、境内建物として、境内地の中に包含されるべきかあり得る、こういうふうにご了解願ひます。但し、たとへば、その地域的關係が、牧師館が土地を隔てて非常に離れてある場合、あるいは場合に依りますと、東京の場合の例で申しますと、東京に住んでおらないで他の方に住んでおる。従つてその教会に來られるには相当な時間を要する、こういう場合にも境内

地として取扱うかどうかということになりまして、隣接する場合においては、われ／＼は境内地概念といたしまして、牧師館も、境内建物の範圍に入らうかと思ひます。やはり境内地あるいは、境内建物というものは、聖なる場所として一体観を持つたものとして考へられるものでありますので、会堂とかあるいは本堂とか、そういう主たる建物の隣接区域に、まともつた一体として考へられるのが境内地概念であり、境内建物はそういうふうな趣旨から考へられるのだらうと思ひます。従つて道路をちよつと離れた、あるいはどの程度離れたらうか、あるいは非常に困難な問題でございまして、しかしそういう一体概念的に考へられる内容のものであるならば、これは境内地、境内建物という概念でよろしいのではないか、こういうふうにご了解願ひます。上におきまして、われ／＼は考へて居る次第でございまして。

○笹森委員 その点についてもう一言だけほつきりお尋ねしておきたいと思ひます。これはほつきりなことでありまして、これは、問題が生きた問題でありまして、お尋ねしたい。ただいま、私は牧師館という表現を用いたのであります。牧師館の内容は多分御承知だと思ひますが、単なる牧師の個人の住居ではありませんが、いわばこれは事務所みたいな仕事をして居ります。しかも牧師館は、宗教の指導のために、いろいろな集會に當り使われて居ります。おそらく現状を御承知でありますならば、戦後における各キリスト教の教会が再建される場合には、まず牧師館からつくつて行つておられます。そうするとその牧師館なるものの中において、いろいろ宗教的な集會をし、指導しておつて、そうして財政的な準備の整つた場合に、今度は会堂を建てるといふのが、實際の行き方でありまして、そういうふうなことでありまして、牧師館そのものは、決して個人の—教会からまづたく離れて居んで居るのではないのです。その認識が十分でありますならば、牧師館といふものは、これは飛地にあつても、当然宗教行事を行うものなりという認識を持つてくださるならば、私どもはこれに対する修正をする必要はないと思ひます。しかし、そういうふうな趣旨なこと、土地が一体何メートルのところにないとか、公道を隔てるならどうとかいふことになりまして、非常にめんどうになりますから、ほつきりごとにお聞きしておきたい。牧師館というものは、個人の住宅という以外の公共性を持つておるといふ御認識をいただきませうならば、私から申せば、ここに修正を主張する現実があるというご指摘を、もう一べんそれをお尋ねしておきたいと思ひます。

○藤原政府委員 御質問の趣旨はよくわかりまして、われ／＼も御意見の通りご了解のものと立案しております。従つて牧師館の意味内容は、お説の通りになつて、われ／＼も信じて居ります。また事実その通りだと考へて居ります。従つて、ただいまこの前の御質問から飛地境内というふうなことを補足いたしました。距離感ということを申し上げましたけれども、牧師館の性質を自己体につきましては、境内建物的存在である、こういうことは、あくまで

もわれ／＼は信じておる次第でございまして。

○笹森委員 それではこの六十六条に關することを一つだけお聞きしておきたいと思ひます。六十六条の第二のところでございまして、一敷地に関する前項の規定による登記は、その上に存する建物について同項の規定による登記がある場合に限りすることができると。これが非常に問題となります。土地がなければ、建物はできなれば登記ができぬというところになると、鶏と卵みたいなもので、どうも困る。ですから、その目的で建物を建てるために取得した土地であるならば、これは登記ができることとしておいた方がよいのではないかと。しかも、これは法の欠陥がそこにあるにせぬかと思ひます。しかしこれについては、そういうふうな土地を取得しては、それが建築を建てなかつたらどうするから、御懸念がございまして、それから、それがある期限、十二箇月なり十八箇月なり、あるいはそれ以上の期限を限つてこれが実現しなかつた場合には、これを取消するという方法もあるのだが、これではまるで奨励でなくて制圧されるような感じがいたします。どうしてこういうものをつくつたのか、今言つたようなことが、一体これで救われるのか、それをお伺いしたいと思ひます。

○藤原政府委員 禮拜用建物及び敷地の登記の件でございまして、これは宗教団体法並びに現行の宗教法人令におきまして、差押を禁止の対象として、禮拜用建物の敷地を登記することにしております。これはもちろんその対象であるところの禮拜施設及びその敷地、すなわち宗教財産の主たるものを保護しなければならぬという建前からできておることは、重々御了承願つておることと存じますが、この六十六条の關係は、先ほど申しましたように、従来の法律からつと踏襲した規定でございまして、そうして、その土地については、あるいは建物について、建物あるいは土地の不動産登記という關係から法律的には取上げられておりました。それに対する附記登記として、禮拜用建物あるいは土地を保護する、こういう建前になつております。従つて御説の問題は、先ほど來からの理論的展開といたしましては、当然この問題にも考へられる次第でございまして、しかしながら、たとへばこの問題につきましては、税の關係で非常に問題となつて來るわけですが、登記されておるところの対象物の主たる意味合いが、禮拜施設があれば、これに相應する土地についても考へようというところの、何と申しますか、法令のそも／＼置かれた歴史的な因縁から、この規定を踏襲して居るわけでありまして、従つてただ土地が存在して居る、そしてまたその用のために、こういう場合に、それを境内地として考へられるかどうか、これは非常に問題ではないかと存する次第であります。客観的に境内地概念なり、あるいは境内建物の概念は、非常に幅広く考へられるわけでありまして、ここにいろいろ禮拜用建物あるいは敷地の登記につきましては、その中でも、特別に禮拜のための施設ということが、主たる目的になつておりますので、従つてあらかじめ土地がある、そこに禮拜の施設を建てるということだけで、これを登記する

ということになりますならば、あるいは事柄が宗教団体各種各様の関係も考慮されて、必ずしもその本来の趣旨に沿うゆえんであるかどうかということも、多少疑問も生ずる次第でございまして、それで御説のような、たとえばその土地について建物ができない場合においては、遡及して善後処置を講ずるといふことが考えられますが、現実的にはそれが登記あるいは税という関係が出て来るわけなのであります。これは御承知のように客観的な事実を押えて、税あるいは登記というところで事務を処理して行く関係もございまして、一応われ／＼の方では、この六十六条の点は、旧来の礼拝施設を尊重する意味における差押え禁止の対象としての礼拝施設を考へておるのであります。これが境内地になる、あるいは境内建物になるという意味合いのものではないのであります。差押え禁止の対象となる施設、こういう意味に御了解くださいまして、境内地、境内建物との直接の結びつき、あるいは税との結びつきがここに生ずるといふ規定ではないのでございまして、御了承を願いたいと思ひます。

○笹森委員 六十六条の趣旨は、今の差押え等に関する規定であることは承知してお尋ねしておるのであります。が、実際の問題も、多分御承知だと思ふのであります。一つの大きな宗教教団が、いわゆる開拓伝道をしよう、これから広めて行くという場合には、新しく土地を買わなければならぬのです。この事実がなければ、たとえキリスト教の例をとりますと、全国的に新しい会堂を建てて進んで行くというのを今考へている。その際

に土地を持つていない。しかしながら、この土地は礼拝堂を建てるために買おうとしている。できるならば、最初から法の保護の適用を受けて、また税の免除の保護も受けたという考えを持つておる。こういうことは実はかまらまて来た問題だから、お尋ねしておりますので、この条文の適用の趣旨はわかっておりますが、今言つた矛盾は、土地を登記するのに、建物がなければならぬといふことを、どこまでも押して行く。前の法律の建前は、そこまで考へていなかった、そういう欠点がありはしないかといふことを、実はお尋ねしているのであります。従いまして、今度土地を新しく取得しても、それが差押えの対象にならない。しかもそれは今申しました宗教宣布の聖なる場所として使う目的であるといふことを明示して、これに使わないものには、ある制約の規定を設けて、これを明らかにしなければ、この規定自身がこう現われておることによつても、非常に一つのきゆうくつきを感じるといふ見地からお尋ねしているものであります。昔からある土地のことを言つてゐるのではないので、新たに取得した場合には、この六十六条を適用したいといふことからのお尋ねであります。その点に対して、もう一べん親切なお答えを願ひます。

○藤原政府委員 この六十六条の規定の前提となる境内地という概念、あるいは境内建物という概念に、その問題が出て来るのではないかと考へておられますが、ここでは御承知のように、一定の法律行為の場合に、それに対する差押え禁止といつた保護をしようといふのであります。お説の問題は、境内地としての、あるいは境内建物としての、それに対する用途の土地に買われた、用意されたところの土地あるいは建物、特に土地でございまして、これについての配慮はどうかといふことの意味に解釈した方が、先生の目的に近づくのじやないかと思ふのであります。これにつきましては、現在におきまして、各地方の地方税の適用によりまして、多少まち／＼でございしますが、だん／＼の連絡のもとに境内地として予想される、あるいは予定されておるところの土地については、免税その他の恩典を受けるのが実情でございまして、しかも客観的にそういうことがはつきりしているものにつきましては、実際の取扱ひの上においては、そういうふうになつております。しかし、これを一律に規定するといふことは、これは税法等の関係におきまして、考慮されるべき性質のものでございまして、たゞ三条において、一応宗教団体の立場から考慮された境内地といふものの範圍も、必ずしも税それ自体にただちにこれが持つて来られるといふふうには、了解しにくいのでございまして、従つて実務的には、そういう関係のことにつきましては、関係各庁においては十分連絡いたしておきまして、特に宗教団体としての法的地位なり、あるいは物的範圍の明確化が、だん／＼はつきり招来されるならば、なおさらその点が有利に展開されるのではないかと、こういうふうにお尋ねしておる次第でございまして。

○笹森委員 もう一点だけお尋ねしておきます。これは別の問題であります。が、この法律の対象となります宗教法人の対象は、教会であるという了解を持つておるのであります。たくさん教会を持つておる教団自体を、やはり法人格を持つたものとして扱ふといふことになりませんか、なりませんか、その点をお尋ねいたします。

○藤原政府委員 教団的な性格を持つた宗教団体も、法上においては、この二条の第二号に相当するものであります。これはたくさんさんの教会を内容とする、あるいは組織するとか、あるいは包括するところの教団といふものは、一応法の上におきましては宗教団体といつたしまして法人格を取得するところの団体と考へております。従つて二以上の教会を包括するところの教団は、法人格となり得る、こういうふうには解釈いたします。

○笹森委員 そこで、はつきり伺いたしたのであります。教会が建物を取得した場合に、法人としてこの法律の保護を受けるということは、よくわかるのであります。従来は、教団が一つの財団法人みたいな形式で運営して、財産を取得しております場合に、税金からのがれておらぬのです。現在そういう例があります。ところが、信徒がたくさん献金をして、それを一つところに集めておつて、そこでぜひほしいという各地の教会にその金を差上げて、そうして土地を買ひ、あるいはまた建物を建てさせておるのが、キリスト教会の現在の行き方であることは、御承知のことだと思ひます。その場合に、私ども心配しておりますのは、その教団が最初土地を買つて行く場合に、まだその地方に教会はできておりません。そこに牧師が来て信者ができておらぬからというので、税金がかかる

という心配を持つておつたのであります。が、この法律の建前は、そういうものも保護して行かなければならぬのであります。二つ三つ以上の教会を建てさせるための一つの組織があつた場合に、その組織自体は、実は目的は信教宣布であります。その組織自体は教会も持つていない、事務所ぐらゐしか持つていない、けれども、目的が今言つたような目的でありますから、今のお答えによりますと、そういう場合でも、ひとまず土地を所有し、建物を所有して後に、個々の教会に分離してやる場合でも、最初からこの保護の対象になるかどうか、この点を承りたいと思ひます。

○藤原政府委員 かかるものに対する教団的存在も、当然宗教法人の対象になります。

○笹森委員 質問を終ります。

〔岡〕延 委員長代理退席、委員長着席

○長野委員長 宗教法人法案に対する質疑はありませんか。なければ本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十一分散会